平成２１年（フ）第３４７０号
横浜市中区末吉町２丁目25番地１　ＮＩＣＥ ＵＲＢＡＮ横濱伊勢佐木町505号室
債務者　村上　優子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５１７号
横浜市青葉区千草台14番地１　宮の台マンション303
債務者　平間　徹哉
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５３８号
神奈川県綾瀬市深谷中７丁目５番７号　第２杉本ハイツＡ－２
債務者　大崎エリアナ　タカエこと　オオサキ エリアナ　タカエ
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５５１号
横浜市西区岡野２丁目13番５号　岡野パークハイツ404号
債務者　原田　教隆
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５６５号
神奈川県藤沢市本藤沢２丁目８番７号　睦荘202号室
債務者　宮城ミツ子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５９１号
神奈川県鎌倉市上町屋691番地１　ドミール沼上101
債務者　村田　貴宏
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６０１号
横浜市戸塚区小雀町1930番地　サンミニアム原宿301号
債務者　神保ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０号
愛知県豊田市井上町４丁目69番地１
債務者　大野　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
愛知県豊田市井上町４丁目69番地１
債務者　大野　静穂
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
愛知県豊田市本徳町砂子861番地12
債務者　大野　隆弘
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２４号
栃木県足利市朝倉町３丁目30―１　ワイズフラット201、住民票上の住所栃木県足利市小俣町2156番地３
債務者　河内　優子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１号
栃木県宇都宮市関堀町269番地５、前住所栃木県日光市板橋175番地166
債務者　佐野　耕司
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３２９５号
横浜市鶴見区駒岡４丁目21番14号　カーサ駒岡102号
債務者　石岡　初代
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５４８号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地５街区２棟301号
債務者　佐々木亜季美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８０号
神奈川県相模原市上溝７丁目17番21号　吉川マンション302号室
債務者　諸橋ちさと
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部